府令・省令

○財務省令第二号
内閣府
農林水産省令第二号

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十条の三第一項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「含む」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加える。

第二十二条の二の見出し中「決済用貯金」を「貯金等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第六十条の三第一項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　支払対象貯金等（法第五十六条の三第一項第一号に規定する支払対象貯金等をいう。第四号において同じ。）に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、農水産業協同組合が機構から貯金等に係る債権に関するデータを受け取つた後、速やかに当該データを貯金等の払戻しを行つている電子情報処理組織（農水産業協同組合の電子計算機と当該農水産業協同組合又は他の農水産業協同組合その他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）において処理することができるようにするための措置

二　前号のデータを用いずに支払対象決済用貯金の払戻しを行うことができるようにするための措置

三　機構が示す様式に従つて保険事故が発生した後の貯金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープをもつて作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四　貯金者等に対する債権と支払対象貯金等との相殺、貯金等債権の買取りその他の必要な業務を円滑に行うことができるようにするための措置

第二十二条の二第二項中「前項に規定する」を「前項第一号の」に、「のうち、当該貯金者等が当該貯金口座に有する貯金に係る債権の全額が」を「につき、」に、「貯金口座と、当該貯金口座以外の貯金口座を判別するための」を「額を把握するために必要となる」に改め、同条第三項中「貯金」を「貯金等」に、「第一項」を「第一項第一号」に、「同項」を「同号」に、「若しくは」を「又は」に、「以下この条」を「第三項」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府
農林水産省令第九号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　裕

農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「信用農水産業協同組合連合会」の下に「（以下この条において「農林中央金庫等」という。）」を加え、「認可申請書に次に掲げる書類を添付して」を「業務代理組合（農林中央金庫等が同項前段の認可を受けてその業務を代理（媒介を含む。第三号並びに第三項第五号及び第十四号(4)において同じ。）させる農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した認可申請書を」に改め、「金融庁長官」の下に「又は財務局長若しくは福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　名称

二　役員の氏名

三　代理事業（業務代理組合が行う農林中央金庫等の業務の代理を行う事業をいう。以下この条において同じ。）を行う事務所の名称及び所在地

四　業務代理組合が行う代理事業によりその信用事業を行う農林中央金庫等（以下この条において「所属農林中央金庫等」という。）の名称

五　組合業務（業務代理組合が行う代理事業以外の業務をいう。以下この条において同じ。）の種類

六　役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名並びに当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

七　子法人等（農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十一条第三項に規定する子法人等又は水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第二項に規定する子法人等をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

第十一条第四項中「金融庁長官」を「金融庁長官等」に改め、同項第一号イ中「農林中央金庫若しくは信用農水産業協同組合連合会」及び「農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会」を「所属農林中央金庫等」に改め、同号ロ中「代理業務」を「代理事業」に改め、同項第二号中「農林中央金庫若しくは信用農水産業協同組合連合会の他の事務所」を「所属農林中央金庫等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会」を「所属農林中央金庫等」に改め、「規定による」を削り、「金融庁長官」を「金融庁長官等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「金融庁長官」を「金融庁長官等」に、「前項」を「第一項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　所属農林中央金庫等が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき業務代理組合がその信用事業（当該業務代理組合が農業協同組合である場合にあつては、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業をいう。）の全部を直接又は間接に譲り渡した相手方であること。

第十一条第二項第十号を削り、同項第九号中「当該申請をした農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会」を「所属農林中央金庫等」に、「主たる事務所に備え置く」を「当該所属農林中央金庫等の事務所（無人の事務所又は外国に所在する事務所を除く。）に備え置き、利害関係人が必要とするときに閲覧できるよう措置する」に改め、同号ロ及びハ中「代理業務」を「代理事業」に改め、同号を同項第三十九号とし、同条第二項第七号及び第八号を削り、同項第六号中「代理業務」を「代理事業」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の二十号を加える。

十九　業務代理組合において、代理事業を行う事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されること。

二十　業務代理組合が、自己の名義をもつて、他人に前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行わせないこと。